

HP公表用

## 「遊々の森」における活動希望者との協定締結について

令和7年2月14日  
山形森林管理署長

山形森林管理署は令和7年2月12日付けで森林環境保全ボランティア団体 成沢グリーンフィールド協力隊と「遊々の森」協定を締結したので公表します。

### 1. 「遊々の森」の概要

#### (1) 位置

山形県山形市大字蔵王上野外1字板山外3国有林234林班い、い1小班

#### (2) 面積

3.1687ha

#### (3) 名称

「ニツ沼湖畔の森」

### 2. 協定の内容等

別添協定書及び全体活動計画書のとおり

# 遊々の森協定書

協定相手：成沢グリーンフィールド協力隊

協定位置：山形県山形市蔵王上野外1字板山3国有林234林班い、い1小班

協定面積：3.1687ha

協定期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日

## 遊々の森における体験活動に関する協定書

山形森林管理署長（以下「甲」という。）と森林環境保全ボランティア団体  
成沢グリーンフィールド協力隊代表（以下「乙」という。）は、遊々の森にお  
ける体験活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを  
履行するものとする。

### 第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の  
連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における体験活動等の活動  
が円滑に実施されることを目的とする。

### 第2（遊々の森の名称、位置及び面積）

甲は、山形森林管理署管内、蔵王上野外1字板山外3国有林234林班  
い、い1小班3.1687haを遊々の森として乙に活動させるものとする。  
なお、遊々の森の名称は、「二ツ沼湖畔の森」とする。

### 第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、  
甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するもの  
とする。

### 第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画  
を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初  
年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、  
年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連  
絡及び調整を行うものとする。

### 第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に  
報告するものとする。

### 第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な

実施に努めるものとする。

- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

#### 第7(入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面(FAXによる場合を含む。)等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

#### 第8(安全確保等の措置)

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

#### 第9(経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

#### 第10(立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

#### 第11(施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

#### 第12(法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守する

ものとする。

課せ  
を  
実  
第 13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

に、  
確保  
もの  
合の  
る。  
第 14 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第 15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

施箇  
権利  
第 16 (遊々の森の適切な管理)

甲は、遊々の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第 17 (協定の破棄等)

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。
  - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
  - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式 4 による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
  - (3) 遊々の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、

- 公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
  - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条  
件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
  - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定  
締結者として不適當であると認められる場合



2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18(協定の有効期間)

- 1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19(その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。



上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 **7** 年 **2** 月 **12** 日

(甲) 山形森林管理署長 添谷 稔

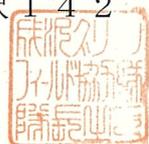


(乙) 森林環境保全ボランティア団体

成沢グリーンフィールド協力隊

代表 山形県山形市蔵王成沢1-4-2

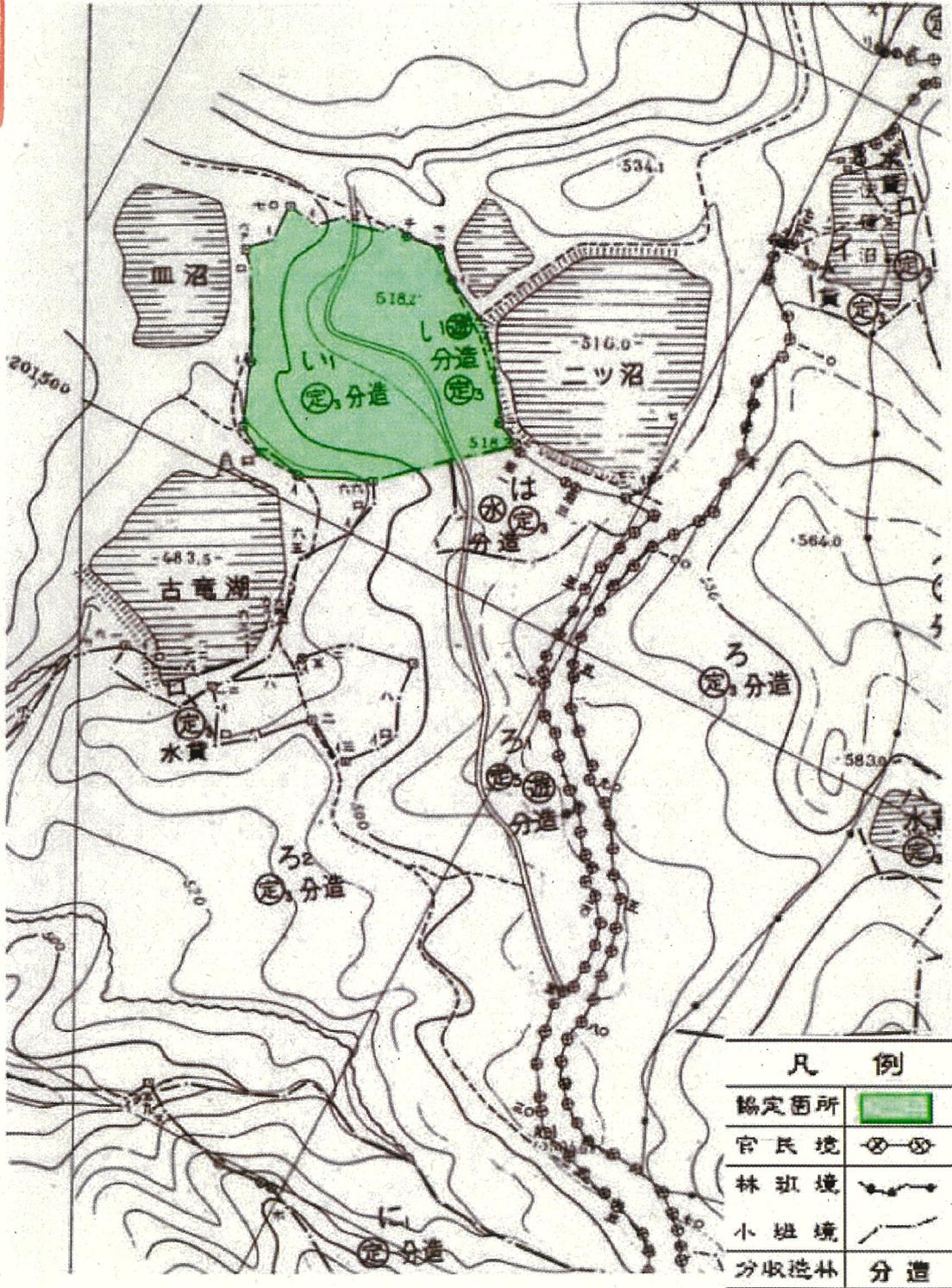
隊長 鈴木 政勝



遊々の森 協定締結箇所位置図

所在地：蔵王上野外1字板山外3国有林234林班い、い1小班

面積：3.1687ha



のと

の条  
協定

実施  
合で、  
申請  
られ

有す

更新

い事

うえ、

糸

(別紙様式1) 「遊々の森」における全体活動計画書

令和7年 2 月 13 日

山形森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所 山形県山形市蔵王成沢27

団体名 成沢グリーンフィールド協力隊

代表者氏名 隊長 鈴木政勝



「遊々の森」における全体活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名称	位置	面積
二ツ沼湖畔の森	蔵王上野外1字板山外3国有林 234林班い・い1小班	3.1687ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

山林の果たす重要な役割・機能について、知識だけの理解ではなく、直接対峙することで新たな発見や感動を呼び起こし、森林に対する畏敬の念を培う。

(2) 活動の内容及びスケジュール(5～10年程度のスケジュールを記載)

活動の内容	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	合計
	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	
環境整備事業	4	4	4	4	4	20
啓発研修活動及び環境教育実践	2	2	2	2	2	10
感謝祭	2	2	2	2	2	10
合計	8	8	8	8	8	40

(注) ・活動内容については、時期・頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他(活動内容の詳細)

※各種法令の指定状況

国定公園第3種特別地域 分収造林

(注) 本欄については、森林管理署で記入。